⑺　Time-limit for Tender : 3 : 00 PM, 12 June 2013
⑻　Contact point for the notice : Yoshiyuki Hamatani, Accounts Section, Department of Administrative Services, Takasaki Advanced Radiation Research Institute of Japan Atomic Energy Agency, 1233 Watanuki-machi, Takasaki-shi, Gunma-ken, 370―1292 Japan. TEL 027―346―9265

○第 25―6405―１号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　プール水タンクの製作　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成25年11月29日
⑸　納入場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所（詳細は仕様書による。）
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から指名停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑹　入札に参加しようとする者の間に一定の資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⑺　独立行政法人日本原子力研究開発機構が要求する技術要件を満たすことを証明できる者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒370―1292 群馬県高崎市綿貫町1233　独立行政法人日本原子力研究開発機構　高崎量子応用研究所　管理部経理課　電話027―346―9265（ダイヤルイン）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成25年６月12日15時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成25年６月28日13時30分　独立行政法人日本原子力研究開発機構　高崎量子応用研究所　事務棟２階　第１会議室
４　その他
⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書等及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。
②　上記①の提出書類に基づき物品等の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　その他詳細は、入札説明書による。
５　Summary
⑴　Contracting Entity : Kazuyuki Oomori, Director of Department of Administrative Services, Takasaki Advanced Radiation Research Institute of Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Production of the water storage tank 1 set
⑷　Delivery period : By 29 November 2013
⑸　Delivery place : Takasaki Advanced Radiation Research Institute Japan Atomic Energy Agency
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency
④　not be currently under suspension of nomination by director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency
⑺　Time-limit for Tender : 3 : 00 PM, 12 June 2013
⑻　Contact point for the notice : Yoshiyuki Hamatani, Accounts Section, Department of Administrative Services, Takasaki Advanced Radiation Research Institute of Japan Atomic Energy Agency, 1233 Watanuki-machi, Takasaki-shi, Gunma-ken, 370―1292 Japan. TEL 027―346―9265

○第 25―6406―１号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　プール水浄化装置更新　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成26年２月28日
⑸　納入場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所（詳細は仕様書による。）
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から指名停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。